

選挙

9月1日現在の選挙人名簿登録者数(定時登録)などが確定

登録者数

男性8万1,344人、女性8万7,068人、計16万8,412人

前回登録者数と比較すると、男性322人増、女性433人増、計755人増加しています。

定時登録の要件

- ①日本国民
- ②平成12年9月2日以前の生まれ
- ③9月1日現在、引き続き3カ月以上本市に居住している(他市区町村から転入した場合は、6月1日までに本市の住民基本台帳に記載)または、5月1日以降の転出で、転出前に3カ月以上居住していた

在外選挙人名簿登録者数

男性93人、女性106人、計199人

在外選挙人名簿登録等の要件

- ①日本国民
- ②登録申請時に満18歳以上
- ③在外選挙人名簿に登録されていない
- ④国外に住所を有し、次のいずれかに該当する
 - その者の住所を管轄する領事官の管轄区域内に引き続き3カ月以上住所

がある

- 本市の選挙人名簿に登録されており、出国前に海外への転出届および在外選挙人名簿登録移転申請をしている

▶選挙管理委員会事務局

☎042-438-4090

募集

介護保険認定調査嘱託員募集

□資格・人数 介護支援専門員・1人

□雇用期間

11月1日(休)～平成31年3月31日(日)(更新あり)

□勤務日時・場所

週4日午前8時30分～午後5時・保谷保健福祉総合センターおよび田無庁舎

□試験日 10月13日(土)

□選考方法 書類選考・面接試験

□要項配布

9月18日(火)から高齢者支援課(両庁舎1階)で配布

□受付

9月18日(火)～10月5日(金)(平日)・保谷庁舎高齢者支援課(保谷保健福祉総合センター1階)

□報酬 月額19万7,820円

▶高齢者支援課

☎042-438-4032

etc その他

寄附

市政へのご協力をいただき、誠にありがとうございました。

※ワークマン西東京 住吉店 様(Tシャツおよびポロシャツ)

※匿名(車椅子)

※匿名(ボールプールのボールおよびベビーサークル)

▶管財課

☎042-460-9812

※(株)武蔵野テーブル 様(金員)

※あすなるNo.2 様(金員)

※匿名4人(各1万円)

▶秘書広報課

☎042-460-9803

毎年9月は「障害者雇用支援月間」

事業主だけでなく、広く障害者雇用の推進を図り、機運を醸成するとともに、障害者の職業的自立を支援するための、さまざまな啓発活動を展開しています。

▶障害福祉課

☎042-438-4033

傍聴 審議会など

田無第四・柳沢中学校の生徒数の変動への対応に関する地域協議会

時 10月1日(月)午前10時

場 イングビル

内 現状の確認と対応案の検討(予定)

定 10人

▶教育企画課保

☎042-438-4071

社会教育委員の会議

時 10月2日(火)午後4時30分

場 保谷庁舎4階

内 地域学校協働活動

定 5人

▶社会教育課保

☎042-438-4079

子ども子育て審議会計画専門部会

時 10月10日(水)午後7時

場 田無庁舎2階

内 子育て・子育てワイワイプラン後期計画策定など

定 8人

▶子育て支援課

☎042-460-9841

固定資産税の減額

▶資産税課 ☎042-460-9830

一定の要件を満たす改修工事を行った家屋について、工事が完了した年の翌年度分の当該家屋に係る固定資産税を減額します(都市計画税を除く)。

※いずれも工事後3カ月以内に、資産税課への申告が必要です。

住宅耐震改修工事

□減額分 2分の1(住宅面積120㎡^{まで})

□要件 ●昭和57年1月1日以前から市内にある住宅に対し、現行の耐震基準に適合させる耐震改修工事を行う ●1戸当たりの工事費用が50万円超

□必要書類 ①耐震基準適合住宅に係る固定資産税の減額適用申告書 ②増改築等工事証明書または住宅耐震改修証明書 ③耐震改修工事費用の領収書の写し

住宅のバリアフリー改修

□減額分 3分の1(住宅面積100㎡^{まで})

□要件 ●新築日から10年以上経過した市内の住宅に対し、一定のバリアフリー改修工事(※1)を行う ●65歳以上の方、要介護・要支援認定を受けている方、障害者の方が居住する家屋(賃貸住宅を除く) ●改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下 ●1戸当たりの工事費用が50万円超(補助金などを除く自己負担額) ●現在、新築

住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない家屋

※1…廊下の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室・便所の改良、手すりの設置、屋内の段差の解消、引き戸への交換、床の滑り止め化

□必要書類 ①住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額適用申告書 ②工事内容などが確認できる書類(工事明細書・現場の写真^{など})と工事費用の領収書の写し ③納税義務者の住民票 ④居住者の要件により次のいずれかの書類 ●65歳以上…住民票 ●要介護・要支援…介護保険被保険者証の写し ●障害者…障害者手帳の写し ⑤補助金などの交付を受けた場合は、交付を受けたことが確認できる書類

住宅の省エネ改修

□減額分 3分の1(住宅面積120㎡^{まで})

□要件 ●平成20年1月1日以前から市内にある住宅(賃貸住宅を除く)に対し、一定の省エネ改修工事(熱損失防止改修(※2))を行う ●改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下 ●1戸当たりの工事費用が50万円超(補助金などを除く自己負担額) ●現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない家屋

※2…窓・床・天井・壁の断熱性を高める改修工事(外気などと接するもので、窓の改修を含めた工事であることが必須) □必要書類 ①住宅の熱損失防止改修に伴う固定資産税の減額適用申告書 ②増改築等工事証明書 ③工事費用の領収書の写し ④納税義務者の住民票

災害に強いまちづくり ▶住宅課 ☎042-438-4052

耐震診断・改修など

分譲マンションおよび木造住宅の耐震診断・改修などの費用の一部を助成します(要事前申請)。

分譲マンション

◆耐震アドバイザーの派遣

内 ●耐震診断・改修に係る区分所有者間の合意形成 ●耐震診断・改修の必要性や改修に至るまでの取組方法

対 分譲マンションの管理組合^{など}

□派遣回数 同一の分譲マンションに対して1回2人、計3回^{まで}

◆耐震診断費用の助成

□対象住宅 市内の耐火建築物および準耐火建築物の3階建て以上で、昭和56年5月31日以前に建築されたもの

□助成額 費用の3分の2(200万円)^{まで}

◆補強設計費用の助成

□対象住宅 耐震診断を行った結果、現行の耐震基準に適合せず、市の基準に適合して補強設計を行うもの

□助成額 費用の3分の2(200万円)^{まで}

◆耐震改修等費用の助成

□対象住宅 耐震診断を行った結果、現行の耐震基準に適合せず、市の基準

に適合して耐震改修など(建て替え・除却を含む)を行うもの

□助成額 費用の23%(1,500万円)^{まで}

木造住宅

◆耐震診断費用の助成

□対象住宅 現に居住している、昭和56年5月31日以前に建築されたもの

□助成額 費用の2分の1(6万円)^{まで}

◆耐震改修等費用の助成

□対象住宅 分譲マンションの「耐震改修等」に同じ

□助成額 費用の3分の1(30万円)^{まで}

※別途、所得税の特別控除制度がありますので、お問い合わせください。

◆耐震シェルター設置費用の助成

対 65歳以上または身体障害者手帳(1～4級)所持者がいる世帯

□対象住宅 上記「耐震診断」に同じ

□助成額 費用の10分の9(30万円)^{まで}

戸別訪問および助成金拡充

新たに重点的に耐震化を推進する区域を「緊急耐震重点区域」として定め、戸別訪問などによる普及啓発および助成金の拡充を実施します。

緊急耐震重点区域(老朽木造建築物棟数率が高い地域)

①南町2丁目	⑥保谷町3丁目	⑩泉町5丁目	⑮住吉町4丁目
②谷戸町1丁目	⑦南町1丁目	⑪保谷町2丁目	⑯泉町6丁目
③中町2丁目	⑧泉町1丁目	⑫保谷町6丁目	⑰東町4丁目
④北原町1丁目	⑨ひばりが丘北2丁目	⑬芝久保町4丁目	⑱ひばりが丘1丁目
⑤南町4丁目		⑭柳沢5丁目	⑲東伏見5丁目

戸別訪問

身分証を携行した市の職員が訪問し、リーフレットなどを用いて耐震化の必要性・助成制度を説明します。

□期間 平成29年4月1日～平成32年3月31日

□対象住宅 昭和56年5月31日以前に建築された木造一戸建て住宅・分譲マンション

□共通事項

- 助成金額は1,000円未満を切り捨て
- 助成金の交付は、同一の住宅に対して各1回を限度とし、いずれも完了後に交付(改修またはシェルター設置はどちらか1回)

助成金の拡充

木造住宅および分譲マンションの耐震改修等費用の助成額に30万円を加算します。

□期間 平成29年4月1日～平成34年3月31日

※分譲マンションは、平成33年3月31日までに耐震改修等工事に着手する必要があります。

※そのほか助成条件がありますので、必ず事前にお問い合わせください。申請前に着工などをした場合は、助成できませんのでご注意ください。※助成金については、各年度の予算の範囲となります。